予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款:総務費 項:消防費 目:消防指導費

事業名 消防団員雇用貢献企業報奨金交付事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部 消防課 企画係 電話番号:058-272-1111(内 2471)

E-mail: c11193@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

4,280 千円 (前年度予算額: 7,700 千円)

<財源内訳>

				財	源		内	訳			
区分	事業費	国庫	分担金	使用料	財	財産	寄附金	その他	IB /±:	<u> </u>	般
		支出金	負担金	手数料	収	入			県 債	財	源
前年度	7,700	0	0	0		0	0	0	0	7, 7	00
要求額	4, 280	0	0	0		0	0	0	0	4, 2	80
決定額											

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

- ・消防団員は、全国的に減少傾向が続いているが、本県においては、平成27年度から「消防団加入促進事業費補助金」を、平成27年度から「消防団協力事業所支援減税制度」を実施するなど消防団員確保対策を積極的に推進した結果、消防団員数は平成27年度から平成29年度まで3年連続で増加した。
- ・しかしながら、平成30年度に再び減少に転じ、令和2年度の消防団員 条例定数の充足率は91.0%となっている。
- ・定数を満たしていない消防団が約8割を超える37消防団(全44消防団) あり、そのうち約4割にあたる13が過疎地域の消防団である。
 - ・消防団員の8割が被雇用者であることを踏まえると、消防団員である従業員を雇用する企業に対し、積極的な取り組みを促すことが必要である。
 - ・人口減少が著しく、団員確保が特に困難な過疎地域の団員確保を図るため平成30年度に当該補助金を創設したが、過疎地域における団員確保は更に厳しい状況となっており、更なる対策が必要である。

(2) 事業内容

・過疎地域である14消防団のうち、13消防団で定員不足であることから、消防団員の確保を促進するため、入替により団員確保を図った企業に対しても報奨金を交付する。

〈交付単価〉

前年度より団員である従業員が増加 1人あたり100千円 入替により団員である従業員を確保 1人あたり 50千円 〈補助要件等〉

- ①県内に事業所を有し、その事業所のすべてが、市町村の認定する消 防団協力事業所であること
- ②消防団活動に配慮した規定(就業規則等)を整備していること

(3) 県負担・補助率の考え方

・企業における消防団員確保のための支援策として実施(県負担)。

(4)類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

	· 120 21 1 3 H/	•
事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	4, 280	消防団員確保に対しての企業への報奨金
合計	4, 280	

決定額の考え方

4 参考事項

(1)事業主体及びその妥当性

次の点から、県が当該事業の主体として推進していくことが妥当と考える。

- ・消防組織法では、「市町村消防の原則」の観点から、団員確保を含め、消防団の管理運営は市町村の責務であるとされ、県は「市町村の消防が十分に行われるよう」補完的に協力するとされている。
- ・平成25年12月に「消防団等充実強化法」が公布施行され、地方公共団体に対して消防団への積極的な加入が促進されるよう必要な措置を講ずることとされた。

県 単 独 補 助 金 事 業 評 価 調 書

□ 新規要求事業 ■ 継続要求事業

補助事業名	消防団員雇用貢献企業報奨金交付事業費
補助事業者(団体)	次の認定要件を満たす者として知事の認定を受けて
	いる企業(資本金又は出資金1億円以下の法人、個人)
	①過疎地域の消防団員数が前年度より純増しているこ
	とまたは入替により団員である従業員を確保してい
	ること
	②県内に事業所を有し、その事業所のすべてが、市町
	村の認定する消防団協力事業所であること
	③消防団活動に配慮した規定(就業規則等)を整備し
	ていること
	(理由)過疎地域における消防団は、団員の成り手が
	少なく、他の地域と比較して団員確保が特に困難なた
	め、過疎地域の消防団確保を重点的に支援し、その企
	業の努力に報いる。
補助事業の概要	(目的) 過疎地域の消防団における団員の増加を図る
	ため、その貢献企業の努力に報いることとし、併せて、
	団員が活動しやすい企業の増加を図る。
	(内容)上記要件を満たす企業で、前年度より過疎地
	域の消防団員である従業員が純増の場合は1人につき
	100千円、入替の場合は50千円を交付する。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他(例:人件費相当額)
	(内容)純増 100千円/1人
	入替 50千円/1人
	(理由)過疎地域の消防団員数の増加に貢献する企業
	努力に報いるとともに、団員1名の雇用に係ると見込
	まれる経費の半分を補助単価とし、入替の場合は半額
	の補助単価とした。
補助効果	過疎地域における団員確保による地域防災力の強化
終期の設定	終期 令和5年度
	(理由)「消防団加入促進補助金」及び「消防団協力事
	業所支援減税制度」をはじめとする消防団員確保対策
	の総合的な実施のために必要な期間

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

県内消防団員数の増加を図り、市町村条例で定める消防団員の定数を満た す消防団が増加するよう支援する。

→市町村が定める消防団員の条例定数に対する充足率 98%

【参考】(R2.4 現在:岐阜県91.0%)

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H30 年度末)	目標 (年度末)	目標 (終期)
消防団員の条例定数に対する充足率	93.8%		98.0%

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	千円		(予算額) 13,900 千円	(予算額) 7,700 千円	(要求額) 4,280 千円
指標目標			94.6%	94.2%	95.0%
指標実績			(推計値) 92.9%	(推計値) 91.0%	(推計値) 95.0%
指標達成率	%	%	(推計値) 98.2%	(推計値) 96.8%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

消防団員18人が純増、3人が入替

交付実績:1,950千円

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

〇:必要性が高い △:必要性が低い

(評価) 0

- ・平成25年12月に「消防団等充実強化法」が公布施行され、 地方公共団体に対して消防団への積極的な加入が促進されるよ う必要な措置を講ずることとされた。
- ・過疎地域における消防団員確保を図る上で、必要性が高い。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

〇:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△:まだ期待どおりの成果が得られていない

- (評価) 令和元年度の純増者数は18人、入替者数は3人と想定より大幅に少 なく、引き続き団員確保に係る企業の協力を求めていく必要がある。
- 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

〇:効率化は図られている △:向上の余地がある

(評価)

(事業の見直し検討)

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由) 事業効果を検証し、継続の是非を判断する必要がある。